

生活保護法指定施術機関制度が変わります

生活保護法の改正に伴い、指定施術機関制度が以下のとおり見直されました。

【施行日：平成26年7月1日】

1 指定事務に係る変更

ア 助産師、あん摩マッサージ指圧師および柔道整復師（改正法附則第7条）

○旧法の指定を受けている助産師、あんまマッサージ指圧師および柔道整復師は、平成26年7月1日付けで新法第55条に基づく指定を受けたものとみなされます。

⇒ 新法に基づく指定手続は不要です。

イ はり師・きゅう師（新法第55条）

○旧法により登録されているはり師・きゅう師は、新法に基づく指定申請手続を行う必要があります。

※該当する方へ岐阜県地域福祉国保課から書類を送付しておりますので、同封の指定申請書、誓約書、施術師免許証のコピーを提出してください。

ウ 平成26年7月1日以降に指定施術機関の新規指定申請を行う場合（新法第55条）

以下の書類を県本庁又は事業所の所在地を管轄する福祉事務所へ提出してください。

①申請書

②誓約書

（生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号までに規定する指定の
欠格事由に該当しないことの誓約を記載した書類）

③施術師免許証のコピー

※申請書様式、誓約書の例は岐阜県庁のホームページからダウンロードできます。

（岐阜県（<https://www.pref.gifu.lg.jp/index.html>） — 子ども・女性・医療・福祉 — 地域福祉・その他 生活保護 — 生活保護に関する手続）

2 指定施術機関の指定要件及び指定取消要件の明確化

ア 指定の要件（新法第49条の2、第55条）

○下記のいずれかに該当するときは、指定施術機関として指定されません。

（例）・申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

・申請者が、指定助産施設又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者であるとき。

イ 指定の取消要件（新法第51条、第55条）

○下記のいずれかに該当するときは、その指定が取消され、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止される場合があります。

（例）・指定助産機関又は指定施術機関が、禁錮以上の刑に処せられたとき。

・指定助産機関又は指定施術機関が、不正の手段により指定を受けたとき。

3 不適切な事案への対応の強化

ア 過去の不正事案への対応（新法第54条）

指定助産機関・施術機関の管理者であった者等についても報告徴収や検査等の対象となります。

イ 不正利得の徴収金（新法第78条）

偽りその他不正な手段により施術の給付に要する費用の支弁を受けた指定助産機関・施術機関は、その返還するべき額のほか、100分の40を乗じて得た額以下の金額が徴収される場合があります。

※旧 法：改正前の生活保護法

新 法：改正後の生活保護法（平成26年7月1日施行）

改正法：生活保護法の一部を改正する法律（平成26年7月1日施行）